

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち平成9年8月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち平成11年10月1日から16年11月1日までの期間について、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月1日から同年10月1日まで
② 平成11年10月1日から16年11月1日まで

私は、A社において給与から健康保険料及び厚生年金保険料を控除されていたが、その控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）の標準報酬月額に係る記録が相違している月があるので調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成9年8月、12年1月から同年6月まで、同年9

月から13年10月まで、14年1月、同年5月及び15年4月については、24万円に訂正することが妥当である。

また、平成9年9月、11年10月から同年12月まで、12年7月、同年8月、13年11月、同年12月、14年2月から同年4月まで、同年6月から15年3月まで及び同年5月から16年10月までの期間については、給与明細書及び源泉徴収票等の報酬月額又は保険料控除額を確認できる資料の提出は無いが、申立期間のうち給与明細書において保険料控除額が確認できる月の当該控除額に基づく標準報酬月額はすべて24万円と一定していることが認められることから、24万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

昭和49年8月ごろに夫が私に代わり国民年金の加入手続きを行い、銀行の預金から1万5,000円を引き出して申立期間の国民年金保険料として1万2,950円をA市町村（現在は、B市町村）役場の窓口で納付してくれた。

申立期間が国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和49年8月ごろに夫がA市町村役場において初めて申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料として1万2,950円を納付したと主張しているが、B市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳の交付日は47年10月27日であることが確認できる上、保険料を納付していたとする49年8月ごろは、第2回特例納付期間に当たり、特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付する場合には必要となる金額は3万2,400円であることから、申立人及びその夫の主張には不自然さが見られる。

また、前出の国民年金手帳の交付日時点は、特例納付ができない期間に当たり、申立期間の一部は時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月1日から同年12月31日まで
② 昭和35年1月5日から同年5月31日まで

私は、A社(現在は、B社)に昭和35年6月1日付けで職員として採用されたが、それより前の申立期間①についてはA社C部D事務所で臨時職員として、申立期間②については同C部E事務所で試用職員として勤務していた。

以上のとおり、申立期間について勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険記録が無いので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から年金関係業務を承継しているF法人が保有する申立人に係る人事記録によると、当該期間の記録は確認できず、また、申立人が勤務していたとする当時の同僚も確認できない。

一方、申立期間②については、F法人が保有する申立人に係る人事記録によると、申立人が申立期間のうち昭和35年1月8日から同年3月31日までは臨時雇用員として、同年4月1日から同年5月31日までは試用員として、A社C部E事務所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F法人は、「申立期間①及び②当時、A社では、臨時雇用員及び試用員については、職員に適用されたG組合員資格が付与されていなかった。また、A社が臨時雇用員等を厚生年金保険に加入させることを制度化したのは昭和38年10月1日以降であり、申立期間①及び②当時、臨時雇用員及び試用員は厚生年金保険に加入させていない期間である。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する申立期間②当時の同僚のうち連絡が取れた一人についても、臨時雇用員及び試用員であった期間に厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該同僚は、「昭和35年5月31日までは臨時雇用員だったので、社会保険は適用されていなかった。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、A社C部が申立期間①及び②において厚生年金保険の適用事業所であった記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生

年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。